

広島県公安委員会規程第10号

広島県公安委員会公印規程を廃止する規程を次のように定める。

平成21年10月26日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会公印規程を廃止する規程

広島県公安委員会公印規程（昭和33年広島県公安委員会規程第1号）は、廃止する。

附 則

この公安委員会規程は、平成21年11月1日から施行する。